



2021 年 1 月 19 日

地 域 サ ッ カ ー 協 会
都 道 府 県 サ ッ カ ー 協 会
各 種 加 盟 団 体 御 中

公益財団法人日本サッカー協会
専務理事 須原 清貴

JFA サッカー活動再開に向けたガイドラインの改定について（第 9 版）

拝啓 平素より本協会諸事業に格別のご支援・ご協力を賜り心より御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に罹患された方々におかれましては、お見舞い申し上げますとともに、感染症の治療と拡大防止に全力を注いでおられます多くの医療従事者の皆様に心より感謝申し上げます。また、皆様におかれましては、各種事業において感染予防対策を徹底しながら実施いただいておりますこと改めて御礼申し上げます。

今般、残念ながら、新型コロナウイルスの感染状況が再度悪化したことに伴い、本日時点で 11 都府県を対象に緊急事態宣言が発出され、各種活動が制限されつつあるところ、これらの状況を踏まえ、「JFA サッカー活動再開に向けたガイドライン」を改定しましたのでご案内致します。

皆様方におかれましては、改定内容をご確認の上、あらためて関係する方々へ本ガイドラインを周知・徹底いただくとともに、各自治体や教育委員会等から発せられる情報に十分留意し、安全を最優先にご対応くださいますようお願い申し上げます。

敬具

～ 本件に関するお問い合わせ先 ～

（公財）日本サッカー協会 47 都道府県/9 地域 FA 担当部
TEL : 03-3830-1812 / E-mail : jfa_prfa@jfa.or.jp

JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン（第9版）改定箇所一覧

2021年1月19日

ガイドライン（第9版）の発行にあたり、前版より修正等を施した箇所について下記の通りご案内いたしますので、関係者の皆様におかれましては、適宜参照くださいますようお願いいたします。

<改定箇所>

ページ	見出し	修正内容
8,9	4.コロナ禍におけるサッカー活動の実施の判断にあたって (2)事業の実施における考え方	「活動レベル」及び活動レベルに応じた「活動の範囲」の設定を廃止し、新たに「事業の実施における考え方」を提示 ※その他本ガイドライン中の活動レベル等の記述は削除/修正
9～11	4.コロナ禍におけるサッカー活動の実施の判断にあたって (3)事業実施時の規模の考え方と感染防止策	1/7 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡で規定する、イベント規模・感染防止策の指針を追加（P.9～11）

【新型コロナウイルスの影響下における競技会・試合運営の手引きにおける改定箇所】

ページ	見出し	修正内容
36	(5)会議・セレモニーの計画 -3.表彰式	フォトセッションの禁止について削除
40	(4)制限付きの試合 -1.観客への制限 ①無料・有料共通	4つ目の項目「緊急事態宣言が発令されている地域においては～」を追加
42	(4)制限付きの試合 -6.ファン・サポーターへの事前のご案内	アルコール持ち込みの判断に関する注記を加筆
42	(5)チケット팅	②の項目に「緊急事態宣言が発令されている地域においては～」を加筆
44	(6)会場管理 -3.観客の入退場管理	入場をお断りするお客様連絡先の把握について削除
46	(7)会場の諸室環境 -1.諸室	⑤、⑥の項目を追加
52	(3)参加チーム・審判、及び競技 -18.試合終了時のセレモニー ②その他注意事項	2つ目の項目「選手、チームスタッフは、ゾーン1（フィールド）より外（スタンド側に出ない）」を追加

以上